

IV 教員組織

1-1 全学の教員組織

(表19)

学 部・学 科、研究科・ 専 攻、研究所等		専 任 教 員 数								助 手	備 考
		教 授		准教授		助 教		計			
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任教員 (内数)		
法 学 部	法律学科	14	1	10	1	1	0	25	2	0	
	自治行政学科	7	0	4	0	0	0	11	0	0	
計		21	1	14	1	1	0	36	2	0	
経 済 学 部	経済学科	22	1	13	1	3	2	38	4	0	
	現代ビジネス学科	16	1	2	0	1	0	19	1	0	
計		38	2	15	1	4	2	57	5	0	
経 営 学 部	国際経営学科	31	0	15	0	5	3	51	3	0	
外 国 語 学 部	英語英文学科	6	0	6	0	2	2	14	2	0	
	スペイン語学科	6	1	2	0	2	0	10	1	0	
	中国語学科	6	0	2	0	1	1	9	1	0	
	国際文化交流学科	20	2	16	0	5	3	41	5	0	
計		38	3	26	0	10	6	74	9	0	
人 間 科 学 部	人間科学科	26	3	4	0	1	0	31	3	0	
理 学 部	情報科学科	10	0	7	0	1	0	18	0	6	
	化学科	12	1	1	0	2	0	15	1	1	
	生物科学科	9	1	2	0	2	0	13	1	4	
	(総合理学プログラム)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		31	2	10	0	5	0	46	2	11	
工 学 部	機械工学科	10	0	4	0	6	1	20	1	3	
	電子情報フロンティア学科	14	0	3	0	3	1	20	1	7	
	物質生命化学科	12	0	2	0	3	0	17	0	4	
	情報システム創成学科	9	0	3	0	4	1	16	1	3	
	建築学科	11	1	2	0	2	0	15	1	5	
	教室系 (数学・物理学・化学・生物学教室)	18	4	8	0	0	0	26	4	1	
	計	74	5	22	0	18	3	114	8	23	
学 部 計		259	16	106	2	44	14	409	32	34	

学 部・学 科、研究科・ 専 攻、研究所等		専 任 教 員 数								助 手	備 考
		教 授		准教授		助 教		計			
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任教員 (内数)		
法 学 研 究 科	法学学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 営 学 研 究 科	国際経営専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外 国 語 学 研 究 科	英語英文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中国語言語文化専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
理 学 研 究 科	情報科学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	化学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生物科学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工 学 研 究 科	機械工学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電気電子情報工学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	応用化学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経営工学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建築学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歴 史 民 俗 資 料 学 研 究 科	歴史民俗資料学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大 学 院 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務研究科（専門職）	法務専攻	10	0	0	0	0	0	10	0	0	
合 計		269	16	106	2	44	14	419	32	34	

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載してください。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記してください。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入してください（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入してください。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。
- (KU) 1 2008年5月1日以降の退職者＜経済学部経済学科（教授）、経営学部国際経営学科（准教授）、外国語学部英語英文学科（教授）、外国語学部国際文化交流学科（准教授）、工学部建築学科（助教）＞5名を含む。
- (KU) 2 大学院法務研究科（専門職）と法学部を兼任する教員の数 は、法学部に含まれている。
- (KU) 3 在外・国内研究員、サバティカル制度適用教員を含む。